

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成22年度

条 例 名		職員の修学部分休業に関する条例		
条 例 番 号	平成17年神奈川県条例第9号	法 規 集	第2編第8章	
所 管 部 局 室 課		総務局組織人材部人材課		
条 例 の 概 要		地方公務員法第26条の2の規定に基づき、職員の修学部分休業に関する必要事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考	
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) その他	地方公務員法第26条の2の規定により、職員の修学部分休業に関する事項については条例で定めることとされており、本条例は必須の条例である。 地方公務員法に規定されている修学部分休業に関し、その承認や取得中の給与等について必要な事項を定めており、職員の公務に関する能力の向上に有効に機能している。 地方公務員法に規定されている修学部分休業に関し、その承認や取得中の給与等について必要な事項を明確かつ限定的に定めており、効率的である。 地方公務員法第26条の2に規定されている修学部分休業に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。 地方公務員法第26条の2の規定に基づき、修学部分休業に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	修学部分休業の状況 21年度7人(全任命権者)	
	見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
		改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段の課題は見受けられない。	職員の修学部分休業については、国及び他の地方公共団体との権衡を考慮するとともに社会一般の情勢に適應するものとなるよう適宜見直しを実施する。
	次回見直し予定	平成27年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>